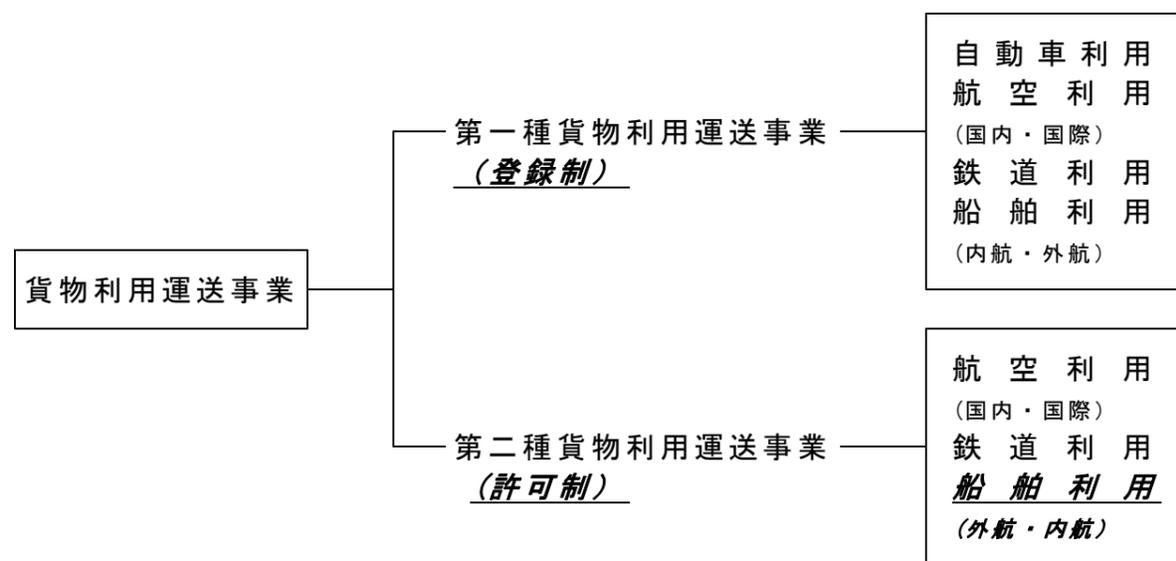


貨物利用運送事業の区分



- ・ 貨物利用運送事業：自らが鉄道、船舶、航空機等の輸送手段を保有せず他の運送事業者の行う運送を利用して貨物の運送をする事業です。貨物利用運送事業者は、他の運送事業者と運送委託契約を結び貨物の運送を委託し、他方、荷主との間では運送契約を結び、荷主に対して運送責任を負うこととなります。
- ・ 第二種貨物利用運送事業：
 - ・ 鉄道運送、航空運送又は海上運送とトラックによる集配を一貫して行うものです。外航運送に係る第二種貨物利用運送事業の場合、日本国内の発地の貨物をトラックで集荷し、外航海運を利用した海上輸送で幹線輸送を行い、着地においての配達まで (door to door) が許可の対象となりますが、港湾運送事業については、本法の適用外のため、第二種貨物利用運送事業許可の対象となりません。
 - ・ 平成15年4月1日より第二種貨物利用運送事業許可に海運（外航海運、内航海運）が新たに加わりました。
- ・ 第一種利用運送事業：
 - ・ 第二種利用運送事業以外のものをいい、船舶・貨物自動車・航空・鉄道の利用運送事業です。
 - ・ 外航運送に係る第一種貨物利用運送事業の場合、Port to Portの輸送のみであり、港湾運送事業及び日本国内・外国における陸上運送部分は、登録の対象となりません。
 - ・ 平成15年4月1日より、規制緩和に伴い、第一種貨物利用運送事業は許可制から登録制になり、申請しやすくなりました。

（注意点）

1. 国際運送に係る貨物利用運送事業について、本法による登録又は許可の対象となる事業は、輸出に係る貨物利用運送事業のみが対象であり、輸入及び三国間に係る貨物利用運送事業は、本法の規制の対象となりません。（輸入及び三国間における貨物利用運送事業を行う場合には、本法による登録又は許可が不要です。）
2. 貨物運送扱事業法で登録が義務付けられていた「運送取次事業」につきましては、平成15年4月1日より登録制度が廃止となり、無規制となりました。
3. 貨物運送取扱事業法（旧法）により第一種利用運送事業許可を取得していた事業者の皆様は、そのまま第一種貨物利用運送事業の登録に引き継がれます。今後、事業計画を変更する際には、「登録変更」の手続きを行ってください。

運送機関別処分権限者・提出先・必要部数一覧表

運送機関の種類	事業の種別	権限者	提出先	必要部数
外航海運	利用	国土交通大臣 地方運輸局長 (集配)	国土交通大臣 地方運輸局長(集配) (地方運輸局長経由可)	1 地方運輸局長を経由するとき、地方運輸局審査部分があるときは2部(1部副本)
	外国人利用	国土交通大臣	国土交通大臣	1
内航海運	利用	国土交通大臣 地方運輸局長	地方運輸局長 (海運支局があるときは海運支局長)	1 国土交通大臣権限のときは2部(1部副本) 地方運輸局権限のときは1部 地方局長権限で海運支局等を経由するときは2部(1部副本)
航空	利用	国土交通大臣 地方運輸局長 (集配)	国土交通大臣 地方運輸局長(集配) (地方運輸局長経由可)	1 地方運輸局を経由するとき、地方運輸局審査部分があるときは2部(1部副本)
	外国人利用	国土交通大臣 地方運輸局長 (集配)	国土交通大臣 地方運輸局長(集配)	1 地方運輸局審査部分があるときは2部(1部副本)
鉄道	利用	国土交通大臣 地方運輸局長	地方運輸局長	国土交通大臣権限のときは2部(1部副本) 地方運輸局長権限のときは1部
自動車	利用	地方運輸局長	陸運支局長	2 (1部副本)

1) 第一種貨物利用運送事業の登録申請

外航海運に係る第一種貨物利用運送事業を行おうとする場合は、貨物利用運送事業法に基づき、国土交通大臣の登録を受ける必要があります。申請にあたっては、下記の規定をご参照の上、書類等を作成又は添付し、国土交通大臣あて提出して下さい。

(1) 第一種利用運送事業登録申請(法第4条)

法第4条第1項 前条1項の登録(第一種貨物利用運送事業の登録)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 第1号 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 第2号 主たる事務所その他の営業所の名称及び所在地
- 第3号 事業の経営上使用する商号があるときはその商号
- 第4号 利用運送に係る運送機関の種類、利用運送の区域または区間及び業務の範囲

施行規則第4条

第2項 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 第1号 次に掲げる事項を記載した事業の計画
 - イ. 利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者の概要
 - ロ. 貨物の保管体制を必要とする場合にあっては、保管施設の概要
 - ハ. その他事業の計画の内容として必要な事項
- 第2号 利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者との運送に関する契約書の写し
- 第3号 貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類(貨物の保管体制を必要とする場合にあっては、保管施設の面積、構造及び附属設備を記載した書類を含む。)
- 第4号 既存の法人にあっては次に掲げる書類
 - イ. 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - ロ. 最近の事業年度における貸借対照表
 - ハ. 役員又は社員の名簿及び履歴書
- 第5号 法人を設立しようとするものにあっては、次に掲げる書類
 - イ. 定款(会社法第30条第1項及びその準用規定により認証を必要とする場合にあっては、認証のある定款)又は寄附行為の謄本
 - ロ. 発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書
 - ハ. 設立しようとする法人が株式会社である場合にあっては、株式の引受け状況及び見込みを記載した書類
- 第6号 個人にあっては、次に掲げる書類
 - イ. 財産に関する調書
 - ロ. 戸籍抄本

ハ. 履歴書

第7号 法第6条1号から第5号まで（登録拒否要件）のいずれにも該当しない旨を証する書類

(2) 登録の拒否要件（法第6条）

法第6条 国土交通大臣は、第4条の規定による登録の申請をした者が次の各号に該当するときは、その登録を拒否しなければならない。

第1号 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

第2号 第一種貨物利用運送事業の登録又は第二種貨物利用運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者

第3号 申請前2年以内に貨物利用運送事業に関し不正な行為をした者

第4号 法人であって、その役員（いかなる）名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）のうち前三号のいずれかに該当する者のあるもの

第5号 船舶運航事業者若しくは航空運送事業者が本邦と外国との間において行う貨物の運送（以下「国際貨物運送」という。）又は航空運送事業者が行う本邦内の各地間において発着する貨物の運送（以下「国内貨物運送」という。）に係る第一種貨物利用運送事業を営もうとする者であって、次に掲げる者に該当するもの

- イ 日本国籍を有しない者
- ロ 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの
- ハ 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体
- ニ 法人であって、イからハまでに掲げる者がその代表者であるもの又はこれらの者がその役員3分の1以上若しくは議決権3分の1以上を占めるもの

第6号 その事業を遂行するために必要と認められる国土交通省令で定める施設を有しない者

第7号 その事業を遂行するために必要と認められる国土交通省令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない者。

第2項 国土交通大臣は、前項の規定により登録の拒否をしたときには、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録の申請者に通知しなければならない。

※ なお、事業計画については、貨物自動車、鉄道、内航海運、航空に係る第一種利用運送事業も併せて申請する場合は、運送機関の種類毎に別葉にして申請して下さい。

第一種利用運送事業（外航海運）変更登録申請（外航海運の追加）に係る様式例及び提出書類について

1. 貨物利用運送事業法第7条第1項、第8条第1項及び貨物利用運送事業等報告規則第3条の規定に基づき、以下の書類等を作成または添付のうえ、国土交通大臣あて提出して下さい。

申請書・届出書	添付資料等
1) 第一種利用運送事業 変更登録申請書	①事業の計画 ・登録申請書への記載事項 ・利用する運送を行う運送事業者の概要 ・保管施設の概要（施設明細書） ②利用する運送事業者との契約書の写し ③定款又は寄附行為及び登記事項証明書 ④最近の事業年度における貸借対照表 （法人をこれから設立しようとする場合等においては、株式の引受状況を記載した書類。） ⑤役員名簿 ⑥役員履歴書 ⑦宣誓書 （貨物利用運送事業法第6条に規定する登録拒否要件のいずれにも該当しない旨を証する書類。） ⑧事業所その他の営業所（貨物の保管体制を必要とする場合には保管施設を含む。）の使用権原を証する書類（宣誓書） ⑨都市計画法等関係法令に抵触しないことを証する書類（宣誓書）
2) 利用運送約款設定 認可申請書	①利用運送約款（英文の約款については内容証明をした和文も併せて添付）

2. 第一種貨物利用運送事業の登録を行い、運賃・料金を設定してから30日以内に以下の書類を作成し、国土交通大臣に提出してください。

申請書・届出書	添付資料等
1) 運賃料金設定届出書	①基本運賃率表

☆ 郵送による受付については、以下の点にご留意下さい。

- ①あて先には、外航利用運送担当と明記して下さい。
- ②書留等配達を証明する郵便で送付願います。
- ③受理印を捺した申請書の控えの返送を希望される方は、申請書の控え及び返信用封筒を同封して下さい。
- ④申請について、修正等が必要となる場合には、来庁していただく場合もあります。

(「事業の計画」の作成上の留意点)

- ①利用運送機関の種類
・「外航海運」と記載して下さい。
- ②利用運送の区間
・「国内」には、使用する国内の港名を記載して下さい。(主要港を記載した包括的記載も可)
・「国外」には仕向地を記載して下さい。この場合、地域名(例……北米、欧州)でも構いません。
- ③主たる事務所の名称及び位置
・外航利用運送業務を統括する事務所が別にある場合には、その統括する事務所の名称及び位置を記載して下さい。
- ④営業所の名称及び位置
・外航利用運送業務を行う営業所の一覧を記載して下さい。
・営業所がなく、本社のみで事業を行う場合には、「本社と同じ」と記載して下さい。
- ⑤業務の範囲
・特段の必要のない限り、「一般事業」と記載して下さい。
・特に取扱品目を限定する場合には、次のように記載して下さい。
(例) 限定品目 ○○、△△
- ⑥貨物の保管施設の概要
・自社において所有又は賃貸借契約を結んでいる保管施設がある場合に記載して下さい。
・特にそのような施設を有しない場合、又は委託しているような場合には、記載の必要はありません。その場合には、保管施設を有していない理由を次のように記載して下さい。
(例) 貨物の保管については、○○倉庫(株)に委託
- ⑦利用する運送事業者の概要
・主に利用する実運送事業者(船会社)と貨物利用運送事業者とを区別して記載し
・事業者名、種類(船会社、利用運送事業者の別)、航路(定期航路・不定期航路の別)、船種(コンテナ船、RORO船等)、住所、電話番号を記載してください。
て下さい(種類欄にその旨を記載して下さい)。
・他の外航運送に係る貨物利用運送事業者を利用することができます。
・外国事業者を利用する場合の住所・連絡先については、代理店の住所・連絡先を記載することでも構いません。その場合は、代理店であることを明記して下さい。
- ⑧標準外航利用運送約款を使用する場合には、貨物利用運送事業法第8条の規定に基づく認可は不要となりますので、その場合には「9.備考」として次のように記載して下さい。
「利用運送約款は、標準外航利用運送約款(平成2年運輸省告示第586号)を使用する。」

(登録申請書関係添付書類の作成上の留意点)

- ①事業開始に要する資金の総額及びその調達方法[参考1を参照して下さい]
・事業開始に際し必要となる開業資金及び運転資金の額、調達する方法を記載して下さい。なお、既存法人であって、新たに資本的支出を必要としない場合は省略しても差し支えありません。
・開業資金は、事業開始に必要な資本的支出の総額見込みに見合った金額を記載して下さい。運転資金は、初年度事業収支見積書の営業費用のうち外航利用運送業務に係る費用を除いた一般管理費等の2ヶ月分に相当する額を記載して下さい。
- ②利用する運送事業者との契約書の写し
・実運送事業者(船会社)又は利用運送事業者との契約書(利用運送契約書)のコピーを添付して下さい。特に契約書の形式は問いませんが、以下のような事項を含んだものとして下さい。
a) 外航船舶を利用して運送する契約である。
b) 公序良俗に反しないものである。
c) 海運業界の慣例等を踏まえ、常識的かつ合理的なものである。
d) 利用運送事業が円滑に行われることを担保するものである。
・利用運送契約書の添付が困難である場合には、実運送事業者等との間で取り交わした運賃の收受に関する書類(運賃の見積書等)の添付に代えることができます。
- ③役員履歴書[参考4を参照して下さい]
・学歴・職歴・賞罰等について記載して下さい。
- ④宣誓書(貨物利用運送事業法第6条第1項第1号から第5号までのいずれにも該当しない旨を証する書類)[参考5を参照して下さい]
・連名によるものでも差し支えありません。
- ⑤営業所(本社(又は主たる事務所)と同じ場合は、本社(又は主たる事務所))の使用権原を証する書類[参考6を参照して下さい]
- ⑥施設明細書[参考3を参照して下さい]
・事業の計画において、自社所有又は賃貸借契約を結んでいる保管施設がある場合に作成して下さい。施設を有しない、又は委託している場合には作成の必要はありません。
・保管施設名、延床面積、構造、付属設備について記載して下さい。
・構造については、RC、木造等の区分を記載し、冷蔵倉庫等特殊な保管施設については、その旨注記して下さい。
・付属設備の欄には、火災防止設備、盗難予防設備等について記載して下さい。

〈第一種貨物利用運送事業変更登録申請書様式〉の例

外航一種事業を行うにあたり、以下の施設要件を満たしている必要があります。

- (1) 営業所について
 - ・ 使用権原のある営業所、事業所、店舗等を有していること。
 - ・ 当該営業所等が関係法令に抵触しないものであること。
- (2) 保管施設について
 - ・ 使用権原を有していること。
 - ・ 必要な保管能力があること。
 - ・ 盗難等に対する適切な予防方法を講じた保管施設を有していること。
 - ・ 当該施設が関係法令に抵触しないものであること。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

国土交通大臣
〇〇 〇〇 殿

住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
名 称 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
代表者氏名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ⑩

⑦ 貸借対照表

直近の貸借対照表を添付してください。

外航一種事業を行うにあたり、以下の条件を満たしていることが必要です。
・ 財産的基礎(純資産300万円以上)を有していること。

第一種貨物利用運送事業変更登録申請書

今般、第一種貨物利用運送事業の変更登録を受けたいので、貨物利用運送事業法第7条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて、下記のとおり申請致します。

記

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
名 称 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
代表者氏名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

2. 登録番号

3. 変更しようとする事項

(1) 利用運送機関の種類 (変更前) 〇〇〇〇、△△△△
(変更後) 〇〇〇〇、△△△△、外航海運

(2) 別紙事業の計画を追加

4. 変更を必要とする理由

〇〇〇〇〇〇

〈「事業の計画」〉の例

[参考1]

別紙

事業の計画

〈事業開始に要する資金の総額及びその調達方法〉の例

事業の開始に要する資金の総額及びその調達方法

①利用運送機関の種類

外航海運

②利用運送の区間

国内	
国外	

③主たる事務所の名称及び位置

名称	
位置	

④営業所の名称及び位置

営業所名	位置

⑤商号

⑥業務の範囲

一般事業

⑦貨物の保管施設の概要

保管施設名	住所	所有賃借別	棟数

⑧利用する運送事業者の概要

運送事業者	種類	船種	航路	住所	電話番号

⑨備考

→ 標準外航利用運送約款を使用する場合には、貨物利用運送事業法第8条の規定に基づく認可は不要となりますので、その場合には次のように記載して下さい。

「利用運送約款は、標準外航利用運送約款（平成2年運輸省告示第586号）を使用する。」

(資金総額)

項目	金額	算出根拠
開業資金	〇〇〇〇〇〇〇〇円	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
運転資金	〇〇〇〇〇〇〇〇円	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
資金総額	〇〇〇〇〇〇〇〇円	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(調達資金)

項目	金額	備考
自己資金	〇〇〇〇〇〇〇〇円	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
借入金	〇〇〇〇〇〇〇〇円	借入先：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
増資	〇〇〇〇〇〇〇〇円	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
その他	〇〇〇〇〇〇〇〇円	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〈都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを証する書類〉の例

国土交通大臣
○○ ○○殿

宣 誓 書

貨物利用運送事業法第4条第2項及び同法施行規則第4条第2項第3号に規定する貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類のうち、営業所^(注)について、都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを宣誓いたします。

平成 年 月 日

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名

印

(注) 上記「営業所」について、保管施設を保有する場合は、「営業所及び保管施設」と記載すること。

〈施設明細書〉の例

※本書式は、標記のとおり例としてお示ししたものですので、下記に記載されているような内容(事項)が網羅されているものであれば、どのような形式でも構いません。

保管施設名	延床面積	構 造 ^{*1}	附属設備 ^{*2}
	m ²		
	m ²		
	m ²		

*1 鉄筋コンクリート、木造等の区分を記載し、冷蔵倉庫等特殊な保管施設についてはその旨記載してください。

*2 火災防止設備、盗難予防設備等について記載してください。

〈役員履歴書〉の例

履 歴 書

本籍地 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
現住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏 名 ○ ○ ○ ○
生年月日 ○○○○○○○○

学 歴

○○○○年○○月 ○○○○○○○○○○○○○○○○○

職 歴

○○○○年○○月 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○年○○月 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○年○○月 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○年○○月 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○年○○月 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○年○○月 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

現在に至る

※必ず現職の就任年月を記載して下さい。

賞 罰

○ ○

上記のとおり相違ありません。

平成○○年○○月○○日

氏 名 ○ ○ ○ ○ (印)

〈宣誓書〉の例

国土交通大臣
○○○○ 殿

現住所
氏 名
生年月日 昭和 年 月 日

宣 誓 書

貨物利用運送事業法第6条第1項第1号から5号までのいずれにも該当しないことを宣誓いたします。

平成○○年○○月○○日

氏名 ○ ○ ○ ○ (印)

〈使用権原を有することを証する書類（宣誓書）〉の例

国土交通大臣
〇〇〇〇 殿

宣 誓 書

貨物利用運送事業法第4条第2項及び同法施行規則第4条第2項第3号に規定する貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類のうち、営業所について、使用権原を有することを宣誓いたします。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

住	所	
氏名又は名称		
代表者の氏名		印

（注）上記「営業所」について、保管施設を保有する場合は、「営業所及び保管施設」と記載すること。

2) 運賃及び料金の設定の届出

外航貨物運送に係る貨物利用運送事業を行おうとする者は、第一種貨物利用運送事業の登録を受けた後、運賃及び料金設定の届出をする必要があります。運賃及び料金を新たに設定した場合、その日を基準日に30日以内に下記の書類を国土交通大臣あてに提出してください。（運賃及び料金を変更した場合も同様です。）

運賃及び料金設定（変更）届出書

報告規則3条（運賃及び料金の届出）

第1項 貨物利用運送事業者（内航運送及び貨物自動車運送に係る第一種貨物利用運送事業を営業者に限る。）は、運賃及び料金を定め又は変更したときは、運賃及び料金の設定又は変更後30日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した運賃料金設定（変更）届出書を所轄地方運輸局長に提出しなければならない。

- 第1号 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 第2号 設定し、又は変更した運賃及び料金を適用した貨物利用運送事業の種類及び利用運送に係る運送機関の種類
- 第3号 設定し、又は変更した運賃及び料金の種類、額及び適用方法（変更の届出の場合にあっては、新旧の対象を明示すること。）
- 第4号 設定又は変更の実施日

第2項 貨物利用運送事業者（前項に規定する者を除く。）は、運賃及び料金を定め又は変更したときには、運賃及び料金の設定又は変更後30日以内に、前項各号に掲げる事項を記載した運賃料金設定（変更）届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

第3項 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第6項に規定する不定期航路事業（貨物の運送に係るものに限る。）を営む者が行う貨物の運送又は海上運送法施行規則（昭和24年運輸省令第49号）第1条第1項に規定する外航貨物定期航路事業を営む者が行う同令第21条の22に掲げる貨物の運送若しくは同項に規定する内航貨物定期航路事業を営む者が行う同令第21条の3第1項に掲げる貨物の運送に係る利用運送を営む者は、前二項の規定にかかわらず、運賃料金設定（変更）届出書を提出しなくてもよい。

貨複第201号（H15.3.18）

貨物利用運送事業報告規則に基づく運賃料金設定（変更）届出書の取扱について

3 運賃及び料金の種類、適用方法について

運賃及び料金の種類、適用方法については以下に従い記載すること。

（1）共通事項

- ①貨物利用運送事業者が荷主から收受する運賃及び料金は、実運送事業者に支払う運賃及び料金に貨物利用運送事業者の取扱手数料（第二種貨物利用運送事業にあっては集配料を含むものとする。）を加算した額とする。
- ②幅運賃とする場合は、その範囲は必要最小限の幅とし、その幅を明示するものとする。必要最小限を超えると認められる場合は、割増又は割引運賃を設定することとする。
- ③運賃の割増・割引については、貨物の特性、サービスの形態等から割増・

割引を行うことが適当と考えられるものであることとする。また、割増・割引の対象が明確にされていなければならないこととする。

- ④附帯料金については、貨物の荷造り、保管又は仕分、代金の取立て及び立替えその他の通常貨物利用運送事業に附帯する業務の料金とするが、その内容は利用者にとって分かりやすいものでなければならないものとする。また、附帯料金以外の実費についても、同様に、利用者にとってわかりやすいものでなければならないものとする。

（2）内航運送

①港湾運送事業者に支払う港湾運送に係る料金は、届出の対象としないものとする。

②内航運送に係る貨物利用運送事業の運賃及び料金の適用方法については、次のとおりとする。

（ア）航路別・品目グループ毎に（例：家電製品、精密機械、自動車部品等）

主要物品とその他の物品に分けて重量等単位による基本運賃を設定する。原則として、LCL貨物の運賃については、重量等単位による基本運賃を、FCL貨物の運賃については、大きさに応じ、コンテナ単位の基本運賃を設定すること。なお、フェリー又はロールオン・ロールオフ船等を利用する貨物利用運送事業にあっては、シャーシ単位、コンテナ単位等利用する船舶の船型及び運航形態に応じた基本運賃を設定し、その適用方法を明示すること。

（イ）陸上輸送の一貫として、別に利用運送契約を締結せず、旅客フェリーを利用する場合、当該運送は内航運送に係る貨物利用運送事業に該当しないため、運賃料金の届出は不要である。

（3）外航運送

①外航運送に係る貨物利用運送事業の運賃及び料金は、port to port又はdoor to portのものとする。（シー・アンド・エア、シベリア・ランド・ブリッジ等にあっても同様。）また、港湾運送事業者に支払う港湾運送料金に係る料金は、届出の対象としないものとする。

②外航運送に係る貨物利用運送事業の運賃及び料金の適用方法については、次のとおりとする。

（ア）航路別品目・グループ毎に（例：家電製品、精密機械、自動車部品等）主要物品とその他の物品に分けて、重量等単位による基本運賃を設定する。原則として、LCL貨物の運賃については、重量等単位による基本運賃を、FCL貨物の運賃については、大きさに応じ、コンテナ単位の基本運賃を設定すること。

（イ）主要仕向地の運賃を届け出ることとし、同運賃であれば複数の仕向地を一括して届け出る。主要仕向地ではない仕向地の運賃は、その算定の考え方を記載すること。

（ウ）運賃は円建てのほか、ドル建てでもよい。

（エ）BAF、CAF、CFSチャージ等サーチャージは、基本運賃のほかに別途実費徴収する旨の記載でよい。

(参考)

海上運送法

第1項第6号 この法律において「不定期航路事業」とは、「定期航路事業以外の船舶運航事業をいう。

海上運送法施行規則

第1条第1項 この省令において、「外航貨物定期航路事業」とは、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行う貨物定期航路事業をいい、「内航貨物定期航路事業」とは、その他の貨物定期航路事業をいう。

第21条の22（賃率表の設定適用除外）

法第19条の6（法第19条の7において準用する場合を含む。）の規定により賃率表を定めることを要しない貨物は、外航定期航路事業にあつては、次のとおりとする。

1 石炭、2 コークス、3 鉱石、4 塩、5 砂糖、
6 セメント、7 肥料、8 木材、9 穀類、10 生動物、11 その他主としてばら積又は満船積を通例とする貨物

第21条の3第1項（賃率表の適用除外）

法第19条の6の規定により賃率表を定めることを要しない貨物は、内航貨物定期航路事業にあつては、次のとおりとする。

1 石炭、2 コークス、3 鉱石、4 塩、5 砂糖、
6 セメント、7 肥料、8 屑ゴム、9 木材、10 穀類、11 銑鉄及び鋼材、12 わら工品、13 その他主としてばら積又は満船積を通例とする貨物

(届出書作成上の留意点)

①運賃・料金の届出の対象事業

- ・運賃・料金の届出対象となる事業は、外航貨物定期航路を利用する貨物利用運送事業であり、外航貨物定期航路を利用しばら積み貨物*を運送する貨物利用運送事業及び外航不定期航路を利用する貨物利用運送事業については、本届出は不要です。
- ・届出をする運賃・料金には、港湾運送事業の料金は含まれません。

②設定する運賃・料金

- ・設定する運賃・料金の種類及び額、適用方法についてそれぞれ作成して下さい。

③運賃・料金の設定条件

- ・設定する運賃・料金については、当該利用運送部分(Port to Port)のみとし、**陸上部分及び港湾運送事業者等に支払う費用は含まないものとします。**

④運賃・料金表

- ・運賃・料金表には、品名、LCL、FCL（20フィート、40フィートの別）、航路、日本側積出港、外国の陸揚港（＝仕向地）を明記して下さい。
- ・上記が網羅されているものであれば、書式例に関わらずどのような形式でも構いません。
- ・品目設定についても、個別、グループ別、包括的記述のいずれの形式でも構いません。
- ・重量等单位による基本運賃を設定し（キログラム、トン、立法メートル等）、単位を明示してください。
- ・当該運賃にはサーチャージ等が含まれるのかどうか、オールインの運賃であるのかどうかについて注記して下さい。
- ・なお、複数の積出港から複数の仕向地への運賃が同一である場合には、これらの包括的記載でも差し支えありません。

⑤適用方法

- ・適用方法を記載したものについては、以下の内容が網羅されているものであれば、書式例に関わらずどのような形式でも構いません。
 - a) 当該料金が外航利用運送事業に適用されるものである。
 - b) 特定の荷主に差別的な取扱いをしないものである。
 - c) 運賃計算方法、割引方法について、業界の慣例等を踏まえ、常識的かつ合理的なものである。
 - d) 特殊貨物の取扱等他に必要な事項がある場合、その取扱方法等について記述されるものである。
 - e) 公序良俗に反しないものである。
- ・幅運賃については、変動する海上運賃市況を考慮することを目的としています。つまり、確定額の届出のみとした場合には、海上運賃市況の変動に合わせた機動的な運賃の変更に支障を来たすことや、またその届出が煩雑化することが考えられることから、それを簡素化することを目的として採り入れています。幅運賃の範囲を超える運賃額の変動があった場合には、すみやかに届出を提出してください。

⑥付帯料金

- ・ 貨物利用運送事業において発生する付帯業務に係る料金についても本届出の対象となります。また、届出されている運賃・料金以外に新たなチャージを徴収する場合にも、改めて届出を提出する必要があります。（例：米国向けコンテナ貨物において、米国政府より事前提出が求められているマニフェストに係る作業料金としてAMSチャージを荷主より徴収する場合等。）

*貨物利用運送事業等報告規則第3条第3項、海上運送法施行規則第21条の22参照

〈運賃及び料金の設定届出書様式〉の例

平成〇〇年〇〇月〇〇日

国土交通大臣
〇〇 〇〇 殿

住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
名 称 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
代表者氏名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ⑩

運賃料金設定届出書

今般、運賃及び料金の設定を貨物利用運送事業等報告規則第3条の規定に基づき、関係書類を添えて、下記のとおり届出致します。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
名 称 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
代表者氏名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

2. 設定しようとする運賃及び料金を適用する利用運送事業の種別及び利用運送機関の種別

種別	第一種利用運送事業
種類	外航海運

3. 設定する運賃及び料金の種類、額及び適用方法

別 紙

4. 運賃及び料金を設定した日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〈基本運賃率表〉の例

別紙 1

I 基本運賃率表

航路 米国西岸航路 積出港 日本主要港
陸揚港 シアトル他米国西岸主要港

品 目	L C L	F C L (20フィート)	F C L (40フィート)
航空機部品	U S \$ —	U S \$ —	U S \$ 〇〇〇
化学薬品 (タンクコンテナ入り)	—	x x x	—

B A F、C A F等サーチャージは別途徴収いたします。

航路 シンガポール航路 積出港 日本主要港
陸揚港 シンガポール

品 目	L C L	F C L (20フィート)	F C L (40フィート)
F A K	U S \$ △△	U S \$ □□□	U S \$ 〇〇〇

上記運賃には、B A F、C A F等サーチャージが含まれております。

〈運賃の適用方法〉の例

別紙 2

II 運賃の適用方法

- この運賃は、外航運送に係る第一種貨物利用運送事業として運送契約を結んだ貨物の運送に適用する。
- 基本運賃率表に掲げる金額を基本運賃とする。
- ①基本運賃は、航路別、積出港別、積揚港別、品目別、L C L、F C L (20フィート)、F C L (40フィート)別に計算する。
②基本運賃にC A F、B A F、C F Sチャージ等サーチャージが含まれているか否かの区別は、基本運賃率表の注記によるものとし、サーチャージを含まない場合は、別途実費徴収する。
- L C Lの基本運賃は、原則として容積トン(m³)と重量トン(kt)のいずれか大きい方を基準単位として適用する。ただし、基本運賃に容積トン又は重量トンによると明示した場合は、これによる。
- 1トン未満の貨物については、1トンとして計算する。
- F C Lの基本運賃は、コンテナ1個を基準単位として適用する。
- 危険品、高価品、冷凍品、その他通常のドライコンテナに収容しきれない大型品等特殊貨物については、基本運賃に、特約により割増運賃を適用する。
- 基本運賃率表に記載のない積揚港の貨物については、基本運賃率表に記載する近隣積揚港の貨物基本運賃を基礎に、輸送距離等を勘案し、特約により設定する。
- 運賃の計算は以下により行う。
①基本運賃(上記4の運賃を含む)の上下〇〇%の範囲内で運賃を計算する。
②長期契約、大量貨物等については、基本運賃の〇〇%を限度に特約により割引運賃を適用して運賃を計算する。

3) 利用運送約款の認可申請

外航海運に係る第一種利用運送事業を行おうとする場合は、貨物利用運送事業法第8条に基づき、登録申請と併せて、利用運送約款の認可を国土交通大臣より受ける必要があります。申請にあたっては、下記の規定をご参照の上、書類等を作成又は添付し、国土交通大臣あて提出して下さい。

- ① 利用運送約款設定（変更）認可申請書
- ② 利用運送約款
 - (ア) フォワーダーの団体に所属し、その団体が作成した利用運送約款（B/L）を使用する場合には、そのサンプルを添付して下さい。
 - (イ) 自社独自の約款を作成し、使用する場合には、その和訳（内容が英文と相違ない旨証明したもの）も添付願います。

※ なお、標準外航利用運送約款を使用する場合には、貨物利用運送事業法第8条の規定に基づく認可は不要となりますので、その場合には「事業の計画」に「9. 備考」として標準外航利用運送約款を使用する旨を記載して下さい。

法第8条（利用運送約款）

- 第1項 第一種貨物利用運送事業者は、利用運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。
- 第2項 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、次に掲げる基準によって、これをしなければならない。
 - 第1号 荷主の正当な利益を害するおそれがないものであること。
 - 第2号 少なくとも貨物の受取及び引渡し、運賃及び料金の收受並びに第一種貨物利用運送事業者の責任に関する事項が明確に定められているものであること。
 - 第3号 国土交通大臣が標準利用運送約款を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、第一種貨物利用運送事業者が、標準利用運送約款と同一の利用運送約款を定め、又は現に定めている利用運送約款を標準利用運送約款と同一のものに変更したときは、その利用運送約款については、第1項の規定による認可を受けたものとみなす。

施行規則11条（利用運送約款の認可の申請）

- 第1項 第8条1項の規定により利用運送約款の設定又は変更の認可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した利用運送約款設定（変更）認可申請書を提出しなければならない。
 - 第1号 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びに登録番号
 - 第2号 設定し、又は変更しようとする利用運送約款に係る利用運送機関の種類
 - 第3号 設定し、又は変更しようとする利用運送約款（変更の認可申請の場合にあっては、新旧の対照を明示すること。）
 - 第4号 変更の認可の申請の場合にあっては、変更を必要とする理由

施行規則12条（利用運送約款の記載事項）

- 第2項 法第8条1項の利用運送約款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 第1号 第一種貨物利用運送事業者である旨及び利用運送機関の種類
 - 第2号 運賃及び料金の收受又は払戻しに関する事項
 - 第3号 利用運送の引受けに関する事項
 - 第4号 受取、引渡し及び保管に関する事項
 - 第5号 損害賠償その他責任に関する事項
 - 第6号 その他利用運送約款の内容として必要な事項

国総貨複第194号 (H15.3.18)

貨物利用運送事業の登録及び許可の申請並びに約款の認可申請等の処理方針等について

4. 約款について

(1) 認可の処理について

法第8条及び法第26条の規定による利用運送約款の認可に当たっては、以下の点に留意の上、審査されたい。

- ① 施行規則第12条及び施行規則24条に規定される記載事項が明確に規定されていること。
- ② 運賃及び料金の收受、運送の引受け等について合理的なものであり、かつ、不当に差別的でないものであること。
- ③ 損害賠償等に関し利用者との契約内容が不明確なものでないこと。
- ④ 利用運送約款では、利用者に対し運送責任を負う旨が規定されていること。
また、当該運送約款について、当該利用運送に係る実運送事業者の負う運送責任と少なくとも同等のものであること。
- ⑤ 審査に当たっては、当該貨物利用運送事業に係る各運送機関の特性に配慮すること。また、宅配便、引越輸送等特殊な運送サービスについての独自の約款が申請された場合においては、当該サービスの特殊性に配慮のうえ、審査を行うこと。

(2) 標準約款との関係

国土交通大臣が法第8条第3項及び法26条第2項の規定に基づき標準利用運送約款を定めて公示したときは、貨物利用運送事業者は認可を受けないでこれを同一の約款を定めることができる。

国総貨複第23号 (H17.4.21)

外航運送に係る貨物利用運送事業の登録及び許可の申請並びに約款の認可申請等の処理について

三 約款の認可の処理について

1 一般処理方針

外航運送に係る第一種貨物利用運送事業及び第二種貨物利用運送事業の約款の認可申請については、基本通達「4. 約款について」に照らして適切な処理をされたい。

なお、利用運送約款については、第一種貨物利用運送事業及び第二種貨物利用運送事業を行っている事業者については別々の約款を作することを要せず、一つの利用運送約款で各々の事業の責任引受等について記載されていればよいものとする。

〈利用運送約款申請認可様式〉の例

平成〇〇年〇〇月〇〇日

国土交通大臣
〇〇 〇〇 殿

住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
名 称 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
代表者氏名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ⑩

利用運送約款設定認可申請書

今般、利用運送約款の認可を受けたいので、貨物利用運送事業法第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請致します。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名並びに登録番号

住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
名 称 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
代表者氏名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

2. 設定しようとする利用運送約款に係る利用運送機関の種類

外航海運

3. 利用運送約款

別 紙

－ 変更登録後の留意事項について －

貨物利用運送事業法等の規定に基づき、以下の事項にご留意ください。

1. 登録免許税

第一種貨物利用運送事業(自動車)の登録を受けていないものが、運送機関の種類又は利用運送の区間を追加する場合や、第一種貨物利用運送事業(自動車)の登録を受けているものが、利用運送の区間を追加する場合は、登録免許税法第2条の規定に基づき、以下のとおり登録免許税を納付して下さい。

①税 目：登録免許税

②税 額：1万5千円

③納付署名：麹町税務署

(納付場所については、日本銀行、国税の徴収を行うその代理店、郵便局から納付可能です)

④納付期限：許可日以後1ヶ月以内

その他の事項を変更する場合については、登録免許税の納付は不要です。

2. 貨物利用運送事業法第7条の規定に基づき、以下の事項に変更のある場合は、「第一種利用運送事業の変更登録申請」または「届出」を国土交通大臣あて行ってください。

①利用運送に係る運送機関の種類の変更(変更登録)

※ただし、異なる種別(第二種)の利用運送を行おうとする場合は別途許可となります。

②利用運送の区域又は区間(変更登録)

③主たる事務所その他営業所の名称及び所在地の変更(届出)

④業務の範囲(変更登録)

⑤貨物の保管施設の変更(届出)

⑥利用する運送を行う実運送事業者又は利用運送事業者の変更(届出)

⑦受取事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は代表者の氏名、営業所の名称及び位置の変更(届出)

3. 貨物利用運送事業法第8条の規定に基づき、設定された利用運送約款に変更がある場合は、「第一種利用運送事業の利用運送約款変更認可申請」を国土交通大臣あて行って下さい。

4. 貨物利用運送事業法第14条の規定に基づき、事業の譲渡譲受、合併及び分割を行う場合は「届出」を国土交通大臣あてに提出して下さい。

5. 貨物利用運送事業法第15条の規定に基づき、事業の廃止を行う場合は、事後30日以内に「届出」を国土交通大臣あてに提出して下さい。

6. 貨物利用運送事業法施行規則第49条の規定に基づき、事業者等の氏名若しくは名称、住所又は国籍、法人であって役員に変更があった場合は、その旨の「届出」を国土交通大臣あてに提出して下さい。

7. 貨物利用運送事業法第9条の規定に基づき、以下の事項を主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように掲示して下さい。

①第一種貨物利用運送事業者であること

②利用運送機関の種類

③運賃及び料金(個人(消費者)を対象とするものに限る。)

④利用運送約款

⑤利用運送区域又は区間

⑥業務の範囲

8. 貨物利用運送事業法第53条第2項及び第55条第1項の規定に基づき、以下の区分に応じて国土交通大臣もしくは地方運輸局長あてに報告書を提出して下さい。

報告対象者	提出先	報告書	提出時期
外航運送に係る利用運送事業のみを営業者	国土交通大臣	毎事業年度に係る営業報告書	毎事業年度の経過後100日以内
		前年4月1日から3月31日までの期間に係る事業実績報告書	毎年7月10日まで
外国人等であって外航運送に係る利用運送のみを営業者	国土交通大臣	前年4月1日から3月31日までの期間に係る事業実績報告書	毎年7月10日まで
外航運送に係る利用運送事業及びその他の利用運送事業も兼業している者	国土交通大臣及び地方運輸局長	毎事業年度に係る営業報告書	毎事業年度の経過後100日以内
		前年4月1日から3月31日までの期間に係る事業実績報告書	毎年7月10日まで
外国人等であって外航運送に係る利用運送事業及びその他の利用運送事業も兼業している者	所轄地方運輸局長	毎事業年度に係る営業報告書	毎事業年度の経過後100日以内
	国土交通大臣及び地方運輸局長	前年4月1日から3月31日までの期間に係る事業実績報告書	毎年7月10日まで

9. その他、ご不明な点がある場合は、以下までご連絡下さい。

国土交通省総合政策局物流政策課物流産業室
住 所：〒100-8918
東京都千代田区霞が関2-1-2
TEL：(代表) 03-5253-8111
(内線) 25-425
(直通) 03-5253-8300
FAX：03-5253-1559

2008.7.1改訂